第五種共同漁業権遊漁規則

内共第３５号
第３６号

令和８年６月２５日施行

岐阜県矢作川漁業協同組合

岐阜県矢作川漁業協同組合内共第３５号・内共第３６号
第五種共同漁業権遊漁規則

（目的）

第１条　この規則は、岐阜県矢作川漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第３５号及び内共第３６号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、あまご、うなぎをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

（遊漁の承認及び遊漁料の納付義務）

第２条　漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

２　前項の規定による申請は、口頭又はオンラインシステムによりしなければならない。

３　組合は、第一項の規定による申請があったときは、第１２条に規定する場合を除き、第１項の承認をするものとする。

４　遊漁者は、直ちに、第８条第１項又は第２項の遊漁料を同条第３項の方法により組合に納付しなければならない。

（漁具・漁法の制限）

第３条　遊漁による漁具・漁法は、手釣・竿釣（餌釣、毛鉤釣、ルアー釣（針４本まで）、友釣）・筒漁・捨て針・たも網に限るものとし、全川においては、次条第１項の規定によるあゆについての公示の日から１２月３１日までは、次の表に記載された漁法を除き、あゆの遊漁をしてはならない。

漁具・漁法			区　域	規模等
手釣・竿釣	餌釣、毛針釣		全域	リールの使用は可能
	友釣	オトリ鮎を使用	全域	リールの使用は禁止
		ルアー釣（針４本まで）	上村川、飯田洞川	リールの使用は禁止
			上記を除く区域	リールの使用は可能

２　全川においては、次の表に記載された漁法を除き、あまご・うなぎの遊漁をしてはならない。

漁業の名称	漁業の方法		区域
あまご漁業	竿釣（餌釣、毛針釣、ルアー釣）		全域
	たも網	口径４０㎝以下	
うなぎ漁業	手釣、竿釣、筒漁、捨て針		
	たも網	口径４０㎝以下	

（遊漁期間）

第４条　次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚　　種	期　　間
あゆ	６月１日以降組合が定めて公示する日から１２月３１日まで
あまご	３月１日から９月３０日まで ただし、たも網による遊漁は５月１日から９月３０日まで
うなぎ	４月１日から９月３０日まで ただし、たも網による遊漁は５月１日から９月３０日まで

２　前項の公表は、組合及び組合が委託する販売店に提示するほか、組合のウエブサイトにて公表するものとする。

（禁止区域）

第５条　前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄に掲げる期間中は、遊漁をしてはならない。

区　　域	期　　間
明智川支流高波川、岩崎えん堤から上流宇藤橋まで４００メートルの間の区域	１月１日から１２月３１日まで
明智川支流高波川、源内橋より上流源内洞入り口まで１，２００メートルの間の区域	１月１日から１２月３１日まで
上村川、下村発電所下村えん堤下流１００メートルの間の区域	１月１日から１２月３１日まで
上村川支流飯田洞川、飯田洞発電所飯田洞えん堤から下流１００メートルの間の区域	１月１日から１２月３１日まで
上村川、上村川発電所上村えん堤より下流１００メートルの間の区域	１月１日から１２月３１日まで

（釣り専用区）

第６条　次の表のア欄の区域において、イ欄の期間中は、ウ欄の以外の漁具・漁法であゆの遊漁をしてはならない

ア　　区　　域	イ　期　間	ウ　漁具・漁法
明智川支流高波川、、高波橋より上流室屋橋までの間１，２００メートルの区域	１月１日以降で組合が定めて公示する日から	あゆの友釣
明智川の下ヶ渕滝より上流両家橋まで		

上村川の下村発電所放水口から根羽川との合流点まで	9月15日まで	
上村川の新平岩えん堤から下村発電所放水口までの３，５００メートルの区域		
上村川の飯田洞川合流点から下村発電所下村えん堤まで		
明智川支流高波川、宇藤橋より上流きびだいら橋までの間１，５００メートルの区域	1月1日から12月31日まで	あゆの友釣
明智川の明智宮橋下流端から吉田川出合いまで		
明智川の両家橋より上流滝坂川出合いまで		
吉田川の明智鉱業の入り口の橋より上流（源流まで）		

（全長の制限）

第７条　次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚　　種	全　　長
あまご	１５センチメートル以下
うなぎ	３０センチメートル以下

（遊漁料の額及び納付方法）

第８条　遊漁料の額は、次のとおりとする。

魚　　種	漁具・漁法	遊　　漁　　料	
		日　　釣	年　　釣
あ　　ゆ	手釣・竿釣	２，０００円	１０，０００円
雑　　魚	手釣・竿釣・たも網	１，０００円	４，５００円

２　前項の規定にかかわらず、次の表に掲げる者の遊漁料は次のとおりとする。ただし、１８歳以下を除き減免を受けようとする者はこれを証する手帳・書類を提示しなければならない。

魚　　種	区　　分	遊　漁　料	
		日　　釣	年　　釣
あ　　ゆ	心身障がい者（身体障害者手帳又は療育手帳の所持者）７５歳以上の者	１，０００円	５，０００円
	１８歳以下	無　　料	無　　料
雑　　魚	心身障がい者（身体障害者手帳又は療育手帳の所持者）７５歳以上の者	５００円	２，５００円
	１８歳以下	無　　料	無　　料

３　遊漁料は、組合が指定する遊漁証取扱所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなけ

ればならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

４　前項に規定する指定遊漁証取扱所は、組合の掲示板又はウェブサイトにて公表し、遊漁証取扱所には「遊漁証取扱所」の標札を掲げるものとする。

（遊漁承認証に関する事項）

第９条　組合は、第２条第１項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（組合が指定する遊漁証取扱所又はオンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

（１）承認を受けた者の氏名、住所

（２）承認期間

（３）魚種

（４）漁具・漁法

（５）遊漁区域

（６）遊漁料の額

（７）注意事項

（８）その他参考となるべき事項

（９）発行者名

２　前項（１）に規定する事項は、日釣遊漁承認証においてこれを省略することができる。

３　遊漁承認証の交付は、前条第３項に組合が指定する遊漁証取扱所、オンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。

４　遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

（遊漁に際し守るべき事項）

第１０条　遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

２　遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

３　遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

４　遊漁者は、組合が漁業法（昭和２４年法律第２６７号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

（漁場監視員）

第１１条　漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

２　漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

（1）氏名
（2）有効期間
（3）注意事項
（4）その他必要な事項
（5）発行者名

（違反者に対する措置）
第１２条　組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附則
この規則は令和６年１月１日より施行する。
附則
この規則は令和７年１月１日より施行する。
附則
この規則は令和７年７月１５日より施行する。
附則
この規則は令和８年６月２５日より施行する。